多文ス購第１号　文化施設印刷機購入

仕様書

|  |  |
| --- | --- |
| １ 事業番号 | 多文ス購第１号 |
| ２ 事業名 | 文化施設印刷機購入 |
| ３ 購入品目 | 印刷機２台   1. Ａ３サイズ対応全自動デジタル印刷機であること。 2. ２色（赤・黒）同時製版・印刷ができること。 3. ドラム交換の必要なく、モノクロ・モノカラー印刷の切替ができること。 4. 等倍・縮小・拡大・ハガキ変倍の機能を有すること。 5. 印刷時に１５０枚／分以上のスピードが可能であること。 6. 印刷速度の調節機能を有すること。 7. ＰＣ等から直接製版できるネットワーク接続機能を有すること。 8. ＵＳＢメモリに保存したデータ原稿を、印刷機から直接製版・印刷ができること。 9. グリーン購入対象製品であること。 |
| ４ 納入場所 | 納入品目を１台ずつ次の２か所に納入する。   1. 小泉公民館　　　　（多治見市小泉町8丁目80番地） 2. 養正交流センター　（多治見市陶元町135番地の3） |
| ５ 納入期限 | 令和７年７月31日 |
| ６ 納入 | 1. 物品の使用方法、注意事項等について担当者に説明すること。 2. 納入の際は、納品場所において担当者立会いのもと設置調整を行うこと。また、調整に際して物品及び施設に損傷を与えないように注意すること。 3. 受注者の責任において清掃および包装残材の始末を行うこと。 4. 排出された廃棄物は、再利用を基本として、適正に処理・処分すること。 5. 検収までは、物品の管理責任は受注者が負うものとする。 6. 移動・輸送にあたっては、合理化・効率化を図るとともに、低公害型の手段を用いること。 7. 既設の古い設備の撤去、処分を行うこと。 |
| ７ 検収 | 1. 検収は物品が納入された後、係員が立会いのうえ行う。 2. 検収の結果、不備な点がある場合には直ちに補修・取替えを行い、再検収を受けること。 |
| ８ 保証 | 製品の不良等に起因する故障に対しては受注者が直ちに補修・取替えを行い、検収後１年間は保証の義務を負うものとする。ただし、保証書の定める期間が１年以上の場合は、保証書の期間とする。 |
| ９ 妨害又は不当要求に対する通報義務 | 1. 受注者は契約の履行にあたり、暴力団または暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして、合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合、又は契約の適正な履行を妨害された場合は、警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも拘らず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。 2. 受注者は、暴力団または暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了する事ができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。 |
| 10 その他 | 1. 事業の遂行にあたっては、往来する市民、公共の交通への安全に十分に注意すること。 2. 移動及び輸送にあたっては、合理化や省エネルギー型の手段を採用することにより省エネルギーに努めること 3. 納品完了後は、納品写真１部を文化スポーツ課に提出すること。 |